

結婚新生活支援補助金交付申請に必要な書類リスト

すべての方

書類名	取得場所 等
<input type="checkbox"/> 姫路市結婚新生活支援補助金交付申請書	姫路市ホームページ
<input type="checkbox"/> 姫路市結婚新生活支援補助金に係る誓約書	姫路市ホームページ
<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書 または 戸籍謄本（婚姻を証明する書類）	受理証明書…婚姻届を提出した市区町村 戸籍謄本…本籍地の市区町村
<input type="checkbox"/> 住民票（対象住居に住民登録があることを証明する書類）	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 住民窓口センター[1F]、支所、出張所 等
<input type="checkbox"/> 所得証明書（R5.1.1～R5.12.31の所得額が確認できる書類）	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 R6.1.1時点で住民登録のある市区町村 ※所得の有無に関わらず夫婦ともに必要です。
<input type="checkbox"/> 滞納無証明書（姫路市税に滞納がないことを証明する書類）	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 主税課[2F]、住民窓口センター[1F] 等 ※姫路市で課税されたことがない方は不要です。
<input type="checkbox"/> 住宅手当等支給証明書	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 ※勤務先から住宅手当等の支給を受けていない場合も必要です。 ※原則、夫婦ともに必要です。



該当する方のみ

<input type="checkbox"/> 住居を新築、リフォームした場合
<input type="checkbox"/> 物件の工事請負契約書 + 領収書写し*
<input type="checkbox"/> 建売住宅、中古住宅を購入した場合
<input type="checkbox"/> 物件の売買契約書 + 領収書の写し*
<input type="checkbox"/> 住居を賃借している場合
<input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書 + 領収書の写し*（家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の支払いが確認できる書類）
<input type="checkbox"/> 引越しをした場合
<input type="checkbox"/> 引越費用に係る領収書の写し*（引越業者・運送業者へ支払った引越費用に限る）
<input type="checkbox"/> ご夫婦の所得の合計額が500万円以上で、令和5年中に貸与型奨学金を返済していた場合
<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金を返還していたことがわかる書類（R5.1.1～R5.12.31の返還額が確認できる書類）

※領収書の写しは、補助対象となる経費（住宅の購入・リフォーム・賃借費用、引越費用）をご夫婦のいずれかがお支払い済みであることを確認するため、必ず添付してください。

領収書の添付がない経費は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

※領収書に必要な記載事項は次のとおりです。

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| ・ 取引年月日（金銭の受領日） | ・ 受領金額（消費税込みの受領金額） |
| ・ 発行者名（領収書を発行した企業名や個人名） | ・ 但し書き（例1：仲介手数料、例2：引越し代金として） |
| ・ 受領者名（金銭を支払った人の氏名） | |

所得額の計算方法は、裏面をご覧ください。

収入と所得

■サラリーマンの方は、給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額です。

※給与所得控除の詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。→
ホームページ内で給与所得額を計算することができます。



給与収入の合計額（令和2年分以降）

円

支払金額を入力し「計算する」をクリックします

■自営業の方は、収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。

【モデルケース】

No.	所得状況（収入額-給与所得控除額=給与所得額）	合計所得	判定所得	判定
1	Aさん：5,150,000円-1,470,000円=3,680,000円 Bさん：収入なし	3,680,000円	3,680,000円	○
2	Aさん：4,320,000円-1,304,000円=3,016,000円 Bさん：1,300,000円-550,000円=750,000円	3,766,000円	3,766,000円	○
3	Aさん：3,890,000円-1,218,000円=2,672,000円 Bさん：3,450,000円-1,115,000円=2,335,000円	5,007,000円	5,007,000円	×
4	Aさん：4,400,000円-1,320,000円=3,080,000円 Bさん：3,080,000円-1,004,000円=2,076,000円 ※Aさんが令和5年中に返済した貸与型奨学金の返済額=600,000円	5,156,000円	4,556,000円	○

【参考：源泉徴収票サンプル】

支 払 受 け る	住 所 又 は 居 住	兵庫県姫路市安田4丁目1番地		氏 名	ヒメジ タロウ		
					姫路 太郎		
種 別		支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額		源泉徴収額	
給与・賞与		3,805,280円	2,603,200円	1,070,962円		78,200円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数			障害者の数	非居住者である親族の数
有	従有		老人	特定	老人	その他	16歳未満扶養親族の数
		円	人	人	人	人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
556,431円		34,531円		円		円	
(摘要)							